

病気や年齢等により運転に不安のある方や、免許が不要になった方は、申請により運転免許の全部又は一部を取消すことができます。

また、全部取消しをした方で、希望する場合は、運転経歴証明書又は、免許情報が記録されたマイナンバーカード(マイナ経歴証明書)の申請をすることができますので、「運転経歴証明書等の交付申請手続き」を参照してください。

運転免許等の自主返納手続き(申請による運転免許等の取消し)

●受付場所

運転免許センター

●受付・時間・窓口

- 1 平日(月～金) (1階9番窓口)
午前9時30分～午前11時
午後2時～午後4時
- 2 日曜日 (2階22番窓口)
午前10時～午前11時
日曜日の場合は、開庁日(月～金)の17:15までに必ず事前に電話で予約をする必要があります(予約なしで来庁されますと自主返納できません。)
(連絡先:089-934-0110・免許センター)

【中予4署】

松山東署・松山西署
松山南署・伊予署

平日(月～金) (1階交通課)
午前9時30分～午前11時
午後2時～午後4時

※中予4署は、運転免許証等の自主返納と運転経歴証明書の申請は可能です。運転経歴証明書を申請する場合は、証明写真(3cm×2.4cm)1枚をご用意ください。交付までには、2～3週間かかります。マイナ経歴証明書は申請できませんので、マイナ経歴証明書を申請される方は、免許センターでの申請をお願いします。

中予4署以外の警察署及び大型交番(内子交番・野村交番・鬼北交番)

平日(1階交通課)
午前9時30分～午前11時
午後2時～午後4時

※休業日：土曜日、国民の祝日、振替休日、年末年始の休日を除く。

【準備物】～運転免許証(有効期間が期限切れとなっていないもの)
又は、免許情報が記録されたマイナンバーカード(マイナンバーカードの有効期限がきれていないもの)

【留意事項】

- 手続きは、対象者本人がしてください（手数料はかかりません）。
- 自主返納後は運転ができませんので、送迎か公共交通機関を利用してお越しください。
- 運転経歴証明書等が必要な方は、別途手数料が必要です（詳しくは「[運転経歴証明書等（自主返納された方）の交付申請手続き](#)」を確認してください。
- 運転免許証等のみを所持している方のうち、対象者ご本人が来庁することが困難な場合は、御家族等が代行で申請することができます。詳しくは、「[代理人による運転免許証等の自主返納手続きをされる方（委任状）](#)」を参照してください。

※マイナ免許証を保有している方は代理申請不可。

※運転免許証を所持している方は代理申請は可

- 違反や事故、病気等で停止や取消処分に該当する方は、自主返納できません。
- 運転免許証等を紛失されている方は、自主返納手続きの前に、運転免許証の再交付の手続きが必要です（詳しくは、「[運転免許証等の再交付の手続きについて](#)」を確認して下さい。）。
- 運転免許証等の住所がお住まいの住所と異なっている場合は、自主返納手続きの前に、記載事項変更の手続きが必要です（詳しくは、「[本籍・住所・氏名の変更をされる方（委任状）](#)」を確認して下さい。）。

- **令和7年3月24日(月)以降、マイナー体化後は混雑が予想されます。**

詳細は、

運転免許センター（松山市勝岡町）

連絡先：089-934-0110（代表）

内線：351、355

へお問い合わせください。